## 監査委員による監査の結果に基づき横浜市長が講じた 措置の内容の公表

横浜市報定期第127号 別冊

総 コ 第 245 号 令和4年12月27日

横浜市代表監査委員 藤野 次雄 様

横浜市長 山中 竹春長 日 総務局専用

監査の結果に基づく措置等について(通知)

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に関する報告に基づいて、各区局が改善し、措置を講じたものを別添様式のとおり通知します。

担 当:総務局コンプライアンス推進室

電 話:671-2329

e-mail: so-comp@city.yokohama.jp

## 財務監査等 (市長部局)

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等		指摘事項	対象			措置の内容	措置が講じられていない状況
	III II   II   II   II   II   II   II	1/2					区局本 部	対象課又 は所管課	指摘団体名	19 E 0 L 1 G	HELD BROWN CO GO DAN
1	財務監査	R3	工事 6		業にお	「労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)」によれば、高さが2m以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く。)で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設け、これが困難なときは、労働者に墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じなければならないとされている。また、高さが2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設け、これが困難なときは、労働者に墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。  高さが2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所(屋上、擁壁等)であったが、囲い、手すり等が設置がされず、墜落制止用器具の使用等の安全対策も講じていなかった。	交通局	新羽保守管理所	-	指摘事項の発生要因は、高所での作業にもかかわらず、墜落制止用器具の使用等の措置を講じなかった請負人に対し、監督員の知識不足により、十分に指導できなかったためと考えました。再発防止策として、技術監理担当課が所内関係部署の職員を対象に、墜落制止用器具の使用が必要な作業例や、地上からの高さに応じた墜落制止用器具の使い分けなどについて、令和4年8月15日、16日及び17日に研修を実施しました。	